

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	格文法について
Author(s)	樋口, 昌幸
Citation	ニダバ , 1 : 53 - 54
Issue Date	1972-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00044682
Right	
Relation	



格文法について

樋口昌幸

0はじめに

本発表の目的は、Fillmore の枠組にしたがい格文法を概説し問題点を指摘することである。

1紹介

Fillmore(1968, pp. 24f.) では次の格が説明されている : Agentive, Instrumental, Dative, Factive, Locative, Objective. Fillmore (1969, p. 116) では次のように修正されている : Agent, Counter-Agent, Object, Result, Instrument, Source, Experiencer. これらの格については Fillmore(1968, 1969) を参照されたい。

2代換

Fillmore (1966, p. 370; 1968, p. 48, ; 1969, p. 137 参照) は次の(1)(2)において
(with) paint は Instrumental Case, (on) the wall は Locative Case であるといふ。

- (1) He sprayed paint on the wall.
(2) He sprayed the wall with paint.

しかしながら、次の(3)−(5)を見られたい。

- (3) spray perfume on someone with an atomizer
 I L I
(4) spray someone with an atomizer
 L I
(5) *spray an atomizer on someone
 I L

(3)−(5)は、上記の Fillmore の説明に矛盾するだけでなく、格文法の基本的仮説 — each case relationship occurs only once in a simple sentence

(Fillmore, 1968, p. 21) にも低触する。したがって、(1)(2)においては(1)のほうが基底の構造であり、(2)の with が変形によって付加されたものであり、また (with)paint は Objective Case と見るべきである。

3 選択と消去

Fillmore (1968, p. 29) は(6)ー(8)のような例に基き cook の frame feature は +[o(A)] であるという。

- (6) Mother is cooking the potatoes.
- (7) The potatoes are cooking.
- (8) Mother is cooking.

しかし、そうすると(7)と(8)との意味の相違が区別できない。(7)には Agent (=△) が存在すると仮定し、(8)では Objective Case が消去されたと仮定すべきである。したがって cook, read, sell, wash, etc. の frame feature は +[o(A)]
[+0-deletion] とすべきである。

4 Essive Case

Fillmore の枠組では (copula) be の(いわゆる)主語と補語とは記述できない (1968, p. 84 参照)。be だけでなく次のようないかなる動詞も考慮に入れて、いわば、Extended Case Grammar を確立しなければならない。しかしこれは今後の課題である。

- (9) The book costs five dollars.
- (10) The baby weighs nine pounds.